

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行情）諮問第504号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第803号）

事件名：特定事業者が特定労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告（平成25年度分）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事業者が特定労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告（平成25年度分）。特に平成26年の特定疾病。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月19日付け三労開第28-4号により三重労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

職員が1月26日より下痢・発熱で欠勤している。介護業務による伝染性疾患、人の生命に遭遇する事故の介護労働者の雇用管理の改善等に関する報告があるのではないか。

##### （2）意見書

審査請求人から、平成28年9月14日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年5月11日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定事業者が特定労働基準監督署に提出した労働者死

傷病報告（平成25年度分）。特に平成26年の特定疾病。」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、平成28年5月19日付け三労開第28-4号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同月24日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、処分庁においては、本件対象文書を保有していないとして、法9条2項の規定に基づく不開示決定を行ったものであるが、諮問庁としては、本件対象文書は、本来であれば、その存否を答えるだけで、法5条2号イに掲げる不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、当該行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが適当であると判断した。

しかしながら、本件の場合、既に対象行政文書を保有していないことを明らかにした上で、不開示決定を行っており、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、存在するとすれば特定事業者がその所在地を管轄する労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告のうち、平成25年度に特定事業場で発生した労働災害に関するものである。

### (2) 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときに、事業者が、遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなければならない報告である。当該報告が提出された場合の所轄労働基準監督署における文書管理上の対応としては、①労働者に死亡又は4日以上の上業があるときは、労働基準行政システムに入力するとともに、当該報告書を行政文書ファイルに編てつ、②労働者に4日未満の上業があるときは、当該報告書を行政文書ファイルに編てつすることとなる。

なお、労働基準監督署において労働者死傷病報告が提出されていない労働災害を把握した場合、一般的に事業場に対する個別指導等により提出の督促が行われる。

### (3) 本件対象文書を保有していないことについて

処分庁においては、本件開示請求を受け、労働基準行政システムに入力された情報を確認するとともに、特定労働基準監督署の保有する労働

者死傷病報告を編てつした行政文書ファイルを確認したが、本件開示請求のなされた時点までに本件対象文書が特定事業者から提出された事実は認められなかった。また、念のため、特定労働基準監督署内の行政文書を保管する書庫等を探索し、本件対象文書を保有していないことを確認している。

したがって、本件対象文書を保有していないとの処分庁の決定は諮問庁としても是認し得るものである。

#### 4 請求人の主張に対する反論について

請求者は、審査請求書において、「職員が1月26日より下痢・発熱で欠勤している 介護業務による伝染性疾患，人の生命にそうぐうする事故の介護労働者の雇用管理の改善等に関する報告があるのではないか（原文ママ）」と主張しているが、上記3（3）のとおり、開示請求がなされた時点において、処分庁は本件対象文書を取得しておらず、これを保有していなかったものであることから、不開示決定を行った原処分は妥当であり、請求者の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年8月22日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年9月14日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成29年2月8日  | 審議                |
| ⑤ 同年3月16日    | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定事業者が特定労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告（平成25年度分）。特に平成26年の特定疾病。」である。

諮問庁は、本件対象文書は、存在するとすれば、特定事業者がその所在地を管轄する労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告のうち、平成25年度に特定事業場で発生した労働災害に関するものであると説明する。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、法9条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、本来であれば、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせず不開示とすべきであるが、原処分において本件対象

文書を保有していないことを明らかにした上で不開示決定を行っているところ、原処分を取り消す意味はないことから、原処分は結論において妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性及び本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、特定事業場において、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるものと認められる。
- (2) 諮問庁は、本件存否情報が公にされた場合には、法5条2号イの不開示情報を開示することとなると説明するが、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、人為的あるいは自然的現象によるものの差はあるものの、労働災害が発生することは必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働災害が発生し、労働基準監督署に対して労働者死傷病報告を提出したという事実のみでは、直ちに当該事業者に対する信用が低下し、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保が困難になるなど、当該事業者の事業活動に支障を及ぼし、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イの不開示情報には当たらず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであった旨の諮問庁の説明は認められない。

## 3 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件審査請求に係る労働者死傷病報告の提出状況等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づき、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされている。

労働災害については、労働安全衛生法2条1号において「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。」と定義されている。

したがって、一般論として、労働者が業務に起因して特定疾病等に感染して休業した場合、事業者は労働者死傷病報告書を所轄労働基

準監督署長に提出しなければならない。

イ 仮に、審査請求人が主張するような特定疾病に労働者が罹患していたとしても、業務に起因せず当該特定疾病に罹患した場合においては、事業者は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定による労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署長に提出する必要はない。

また、仮に、審査請求人が主張するような特定疾病について、労働者が業務に起因して罹患していたとしても、労働者が当該特定疾病により死亡又は休業していない場合、事業者は労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署長に提出する必要はない。

(2) また、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2）及び（3））において、本件審査請求に係る労働者死傷病報告の探索状況について、おおむね以下のとおり説明する。

労働者死傷病報告が提出された場合、労働基準監督署においては、①労働者に死亡又は4日以上の上の休業があるときは、労働基準行政システムに入力するとともに、当該報告書を行政文書ファイルに編てつする、②労働者に4日未満の休業があるときは、当該報告書を行政文書ファイルに編てつする。なお、労働基準監督署において労働者死傷病報告が提出されていない労働災害を把握した場合には、一般的に事業場に対する個別指導等により提出の督促を行う。

処分庁においては、本件開示請求を受け、労働基準行政システムに入力された情報を確認するとともに、特定労働基準監督署の保有する労働者死傷病報告を編てつした行政文書ファイルを確認したが、本件開示請求のされた時点までに本件対象文書が特定事業者から提出された事実は認められなかった。また、念のため、特定労働基準監督署内の行政文書を保管する書庫等を探索したが、本件対象文書を保有していないことを確認した。

(3) 上記（1）及び（2）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号イに該当するとは認められないので、諮問庁が本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることは妥当

ではないが、三重労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを不開示とした決定は妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子